

平成22年4月1日から

雇用保険制度が変わりました

雇用保険料率の変更

平成22年4月1日から、下記のとおり改定されました


事業の種類	改定前			改定後		
	平成21年度 (確定保険料の計算に使用)			平成22年度 (概算保険料の計算に使用)		
	保険率	事業主 負担率	被保険者 負担率	保険率	事業主 負担率	被保険者 負担率
一般の事業	11/1000	7/1000	4/1000	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
農林水産清酒製造の 事業	13/1000	8/1000	5/1000	17.5/1000	10.5/1000	7/1000
建設の事業	14/1000	9/1000	5/1000	18.5/1000	11.5/1000	7/1000

○ 被保険者負担分について

平成22年度の保険料算定基礎となる賃金から新しい料率で負担いただくこととなります。

雇用保険の適用範囲の拡大

○短時間就労者の方、派遣労働者の方の雇用保険の適用範囲が平成22年4月1日から次のとおり拡大されました。

(旧)		(新)
○ 6ヶ月以上の雇用見込みがあること		○ 31日以上雇用見込みがあること
○ 1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること		○ 1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること

※ 4月1日以前から引き続き雇用されている方については、4月1日時点において、31日以上雇用見込みがある場合には、加入していただくことが必要です。

※ 適用要件に該当する労働者の方を雇い入れた場合(4月1日以前から引き続き雇用され、新たに加入していただくこととなった場合も含まれます。)には、公共職業安定所に対して雇い入れた日の属する月の翌月10日までに雇用保険被保険者資格取得届を提出することが義務づけられています。

※ 雇用保険に加入した場合には、公共職業安定所から事業主を通じて雇用保険被保険者証等を交付することとしています。事業主の皆さまは、「雇用保険被保険者証」及び「雇用保険被保険者資格取得確認通知書」を確実に本人に渡していただくようお願いします。

滋賀労働局・公共職業安定所